

道民意見提出手続きの意見募集要領

平成26年6月10日

北海道地域振興条例は、北海道における地域振興に関し、基本理念や道の責務、道の施策の基本となる事項を定めることにより、地域振興に関する施策を道民、市町村と共に進め、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して平成21年に施行されました。

条例の施行後5年が経過し、その間、更なる人口減少の進行や東日本大震災の発生、地方分権改革の動向など社会経済情勢は大きく変化しており、そのような情勢変化に適切に対応した地域振興施策を実施していくこととするため、本条例の改正について検討を行っており、このたびその素案を作成しましたので、皆様のご意見を幅広く募集します。

1 計画等の案の名称

北海道地域振興条例の改正について（素案）

2 参考資料等の名称

- (1) 北海道地域振興条例（条文）
- (2) 北海道地域振興条例逐条説明

3 計画等の案及び参考資料等の入手方法

- (1) 北海道のホームページ（総合政策部地域づくり支援局ホームページ）への掲載
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/index.htm>)
- (2) 次の場所で閲覧及び配布
 - ①北海道総合政策部地域づくり支援局地域政策課地域政策グループ（道庁4階）
 - ②総務部人事局法制文書課行政情報コーナー（道庁別館3階）
 - ③各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く）行政情報コーナー

4 意見等の募集期間

平成26年6月17日（火）～平成26年7月16日（水）

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部地域づくり支援局（地域政策グループ）
- (2) ファクシミリ 011-232-1053
- (3) 電子メール sogo.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に平成26年8月中旬頃を目処

に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料等の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

(1) 意見の提出は、日本語でお願いします。

(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。

なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。

(3) 意見が長文の場合や、大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。

(4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。

(5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話等で北海道総合政策部地域づくり支援局地域政策グループ（電話番号直通 011-204-5148）までお問い合わせ願います。

なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

【問い合わせ先】

総合政策部地域づくり支援局地域政策課地域政策グループ
電話 011-204-5148（直通）